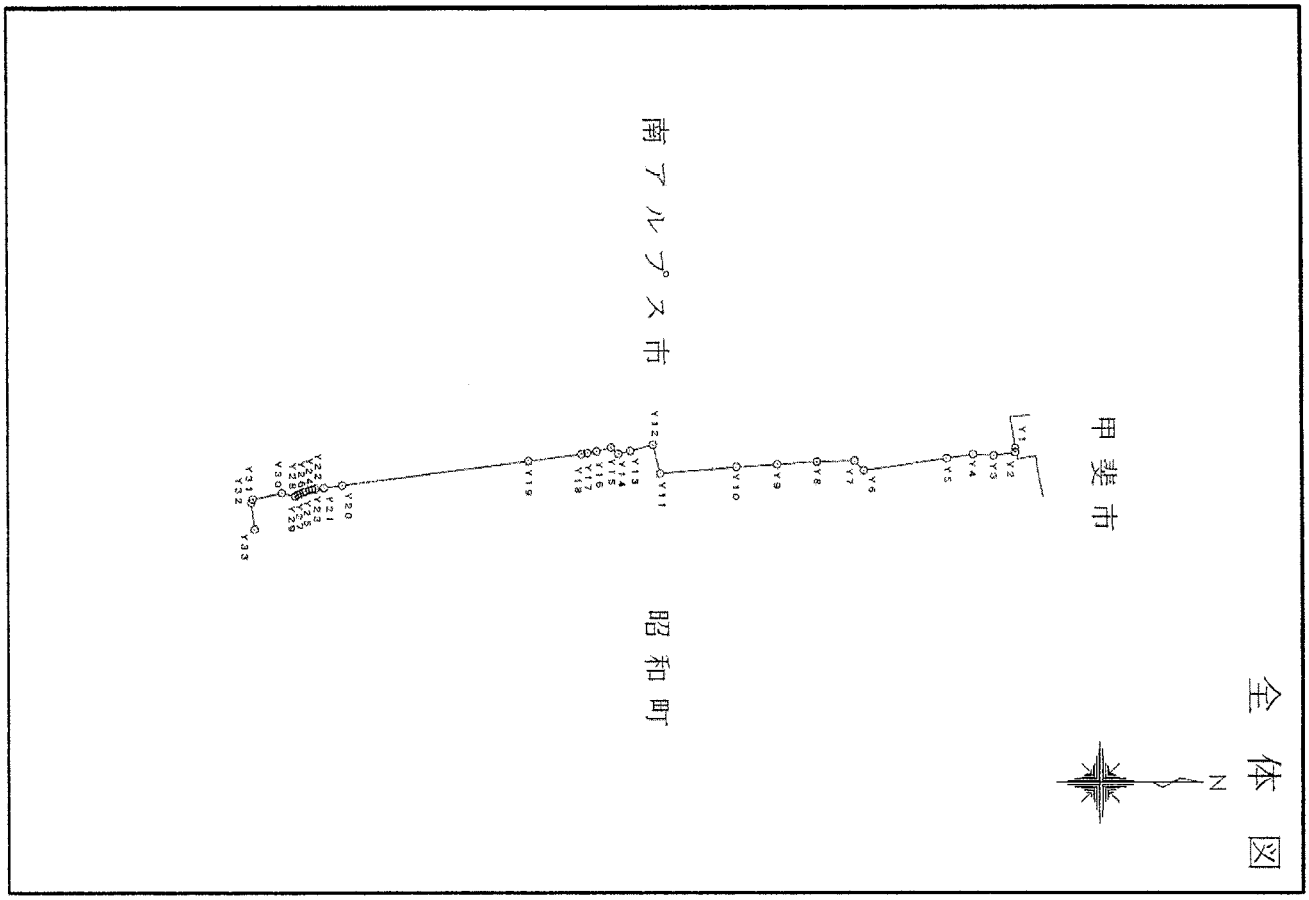
別図3



○外務省告示第三百五十七号

平成二十一年七月二十二日にプーケットで署名された刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の批准書の交換は、平成二十二年七月二十九日に東京で行われた。よって、同条約は、その第十二条1の規定に従い、平成二十二年八月二十八日に効力を生ずる。

平成二十二年七月三十日

外務大臣　岡田　克也

○財務省告示第二百五十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項後段の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十二年七月三十日

財務大臣　野田　佳彦

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
四	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第二九〇六・一一号に掲げる物品	インド
八	関税率表第三三〇一・二五号の一の㈡に掲げる物品	中華人民共和国
三七	関税率表第五一・〇六項に掲げる物品	中華人民共和国
六四	関税率表第七一一七・一九号、第七一一七・九〇号の一又は第九一一三・九〇号の二の㈠に掲げる物品	中華人民共和国
七二	関税率表第七四〇九・一一号、第七四〇九・一九号、第七四〇九・二〇号、第七四〇九・九〇号、第七四〇九・一〇項又は第七四一一・一〇号に掲げる物品	中華人民共和国

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十二年六月

○厚生労働省告示第三百二十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び12の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数（平成二十二年厚生労働省告示第九十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年八月一日から適用する。

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

第四号イ中「同表のカバー率係数の欄に掲げる数」の下に「、同表の地域医療係数の欄に掲げる数」を加える。

別表第一を次のように改める。